

## 入札上の注意

◎入札時の入札書は、「酒田市クリーンセンター等汚泥運搬及び処分業務委託【単価契約】用」を使用して下さい。

◎「入札書（酒田市クリーンセンター等汚泥運搬及び処分業務委託【単価契約】用）」に記載する金額は、「酒田市クリーンセンター脱水汚泥収集運搬処分業務 1 t 当たりの単価（税抜き）」、「八幡浄化センター濃縮汚泥収集運搬業務 1 m<sup>3</sup> 当たりの単価（税抜き）」、「松山浄化センター濃縮汚泥収集運搬業務 1 m<sup>3</sup> 当たりの単価（税抜き）」と「総価格（税抜き）」です。

※単価には、諸経費等を含んでください。

### 【計算式】

○酒田市クリーンセンター分

・「1 t 当たりの単価（税抜き）」 ⇒ a 円

○八幡浄化センター分

・「1 m<sup>3</sup> 当たりの単価（税抜き）」 ⇒ b 円

○松山浄化センター分

・「1 m<sup>3</sup> 当たりの単価（税抜き）」 ⇒ c 円

○総価格（税抜き）

$$d \text{ 円} = a \times 2,700 \text{ t} + b \times 3,300 \text{ m}^3 + c \times 2,700 \text{ m}^3$$

◎落札決定は総価格で行いますが、実際には汚泥量（実績）に変動があるため、入札書に記載した総価格がそのまま契約金額とはなりません。

◎契約は、1 t 当たり（1 m<sup>3</sup> 当たり）の単価による単価契約となります。